

連合「税制改革構想(第4次)」各論の点検（更新項目など抜粋版）

I. 納税環境の改革

2. 「納税者権利憲章（仮称）」をつくり、申告納税選択制を導入する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（2）給与所得について、申告納税制度と年末調整を選択できる制度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告納税の利便性向上に向けて、マイナンバー制度を活用し、雇用主や金融機関などからの情報をもとに、あらかじめ記載された申告書を納税者が確認・修正のうえ提出することで申告手続きを完了できる「記入済み申告制度」を<u>の導入・利用を促進する</u>。 申告納税制度の実効性を高めるため、給与所得控除の見直しを行う。 国税不服審判所については、財務省・国税庁から切り離して第三者機関としての独立性を確保する。首席審判官以上は、国会同意人事とする。 	<p>更新 理由:源泉徴収票、金融所得、保険料控除などがマイナポータル連携によって反映可能になるなど進展がみられ、国民の利用にも取り組むべき。</p>

3. 税務分野、社会保障分野におけるマイナンバー制度の活用をはかる。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（2）マイナンバー制度が確実に運用され定着するよう、<u>マイナンバー制度の活用によってめざす社会の国民全体への周知や、事業者への指導などを進めるとともに、誤登録などの再発防止の徹底、個人情報の厳格な保護や、なりすまし防止など、制度に対する国民の不安を払拭するための措置を徹底する。</u></p>	<p>更新 理由：「2024年度 連合の重点政策」の内容を反映。</p>
<p>（3）マイナンバーカードについて、<u>医療費、デジタル行政の促進に向けた「アクセスキー」として、各種行政手続きのオンライン申請、仕事に必要な経費などの申告納税に必要な情報との連携させることでによる納税手続きをの簡素化する、身分証明書として使用できるよう関係諸団体への通知を徹底するなど、利便性向上と普及促進をはかりるとともに、カードのセキュリティ対策の周知を行い、マイナンバー制度の浸透・定着につなげる。</u></p>	<p>更新 理由：医療費はマイナポータル連携による情報取得が進展。マイナンバーカードの用途を改めて追記。身分証明書としておおむね浸透。普及促進。</p>

	進をはかるには、カードのセキュリティ対策の周知にもより取り組むべき。
--	------------------------------------

4. 公平で信頼される効率的な税務行政を実現する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>(2) 租特透明化法にもとづく情報公開を着実に実施する。<u>公表範囲について拡大する方向で検討する。</u></p>	<p>更新 理由:「V. 法人課税 3.(2)」と文言を統一。法にもとづく情報公開（租税特別措置に関する報告書の公表）が2013年から行われており、引き続き実施すべき。 また、公表範囲の拡大には進展がなく、不断の見直しに資する公表内容を引き続き検討すべきである。</p>

II. 個人所得課税（所得税、個人住民税）

1. 個人所得課税（所得税・個人住民税）の総合課税化をはかる。金融所得を含め適正な課税を行う。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（2）現行の所得課税は、給与所得などの10種類に分類されており、それぞれ担税力を考慮して、課税方法が定められている。利子所得、配当所得、株式等譲渡所得に対する課税は、所得水準に関わらず分離課税（利子、配当・株式等譲渡益の約20%）とすることができることから、結果的に高所得者を優遇している。利子所得、配当所得、株式等譲渡所得の分離課税制度を廃止し、総合課税化する。そのために、適切な所得捕捉ができるようマイナンバーの金融取引口座への活用<u>ひも付け</u>を進める。それまでの間は、金融所得にかかる税率について、30%（所得税・個人住民税の合計）を基準に段階課税化する。あわせて、租税回避につながらないよう、必要な措置を講じる。</p>	<p>更新 理由：以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・復興特別所得税（2013年1月～、所得税の2.1%）を踏まえて補記。・2024年4月から開始した「預貯金口座管理制度」（第204通常国会で法案成立）によって、金融機関口座への付番の運用に進展があったことを踏まえて更新。・総合課税化、金融所得課税の強化については大きな進展が見られない。なお、令和5年度改正で「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」として、各種所得を合算して最低限の負担を求める措置が導入されたが、対象は年収約30億円超の富裕層であり、課題の根本的な解決に至っていない。 <p>（文言の補足説明） ・「30%」：第3次大綱において</p>

	<p>て「中堅サラリーマンの給与所得にかかる税率（所得税+住民税=26%～31%程度）とのバランス等を考慮し、金融所得にかかる税率を30%（国税19%+住民税11%）に引き上げ」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～基準に段階課税化」：第4次構想において、一律30%課税ではなく、30%を基準として所得額などに応じて段階化すべきとした。
<p>（3）金融所得課税の一体化（利子所得、配当所得、株式譲渡益所得の損益通算）については、総合課税化を展望しつつ、30%の分離課税を前提としたうえで、税率構造を段階化する。</p>	<p>削除</p> <p>理由：当項目は、連合第3次大綱（2011年）において、「公社債等の譲渡・償還損益と利子・分配金の損益通算」「公社債等と上場株式等との損益通算」の導入（2016年～）に対して考え方を示したもの。導入から一定期間が経過しており、めざす方向は（2）と同義であることから削除する。</p>

3. 給与所得控除について、申告納税選択制の実効性を高めるための見直しを検討する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（3）特定支出控除について、より多くの給与所得者が制度を適用できるよう、控除対象基準を現行（給与所得控除の2分の1）から引き下げるとともに、特定支出控除の範囲を拡大する。</p>	<p>更新</p> <p>理由：2012年度改正および</p>

<ul style="list-style-type: none"> 現行57項目（通勤費、<u>職務上の旅費</u>、<u>転任勤に伴うための引越し転居費用</u>、研修費、資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費、<u>勤務必要経費</u>（図書費、衣服費、交際費等））に、職務上の慶弔費、自動車関係費、能力開発のための費用、周辺機器を含めたパソコン購入費、通信費、書籍購入費、労働組合費などを加える。 認定要件とされている勤務先の証明書の提出義務を廃止する。 特定支出控除の制度について周知徹底をはかる。 	2018年度改正の内容を反映。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

4. 人的控除を見直し、課税ベースを拡大する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（1）人的控除は、できるだけ社会保障給付や各種支援策などに振り替え、残すものは、<u>高所得者ほど税負担の軽減効果が大きくなる</u>所得控除から税額控除に変えることを基本とする。</p>	<p>更新 理由：「2024年度 連合の重点政策」の内容を反映し、引き続き求めていく。 なお、令和6年度改正で「児童手当の拡充・延長に伴う扶養控除縮小（詳細：下記（5）に記載）」の方向性が示され、課税所得などの変化による各制度・事業における不利益が生じないように令和7年度改正で結論を得る予定とされた。 連合は、子ども・子育て世代など当事者の声を傾聴し、実効性ある施策となるよう幅広く丁寧に議論すべきと考える。</p>
<p>（9）勤労学生控除、老人扶養親族控除（70歳以上）、同居老親等加算、障害者控除、寡婦・寡夫控除、<u>ひとり親控除</u>は税額控除に切り換え、維持する。</p>	<p>更新 理由：令和2年度改正内容を反映。</p>

	<p>なお、「ひとり親控除」は令和6年度改正で以下のとおり拡充が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除の対象となる所得金額：500万円以上→1000万円以上 ・所得控除額： 所得税 35万円→38万円 住民税 30万円→33万円
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、就労支援給付制度と消費税還付制度を新たに導入する。 *表題を更新

点検内容（たたき台）	備考
<p>（1）低所得被雇用者の社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額に相当する金額を所得税から控除する仕組み（就労支援給付制度・仮称）を導入する。</p> <p>（制度のイメージ） 給与収入 55～2050万円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者（約 152100万人）に対し、社会保険料・雇用保険料（給与の約 1415.2%）の半額に相当する金額を所得税から控除する。給与収入 200万円から徐々に低減し、250万円で消失する措置もあわせて講じる（対象者約 600万人）。必要財源は、1.5～2兆円程度を想定する。</p>	<p>更新 理由：2024年4月に行った「要求と提言」の見直し内容を反映。 政府が2024年6月に実施した定額減税における各種課題も踏まえ、「給付付き税額控除」の仕組み構築に向けて引き続き取り組む。</p>

6. 個人所得課税に関するその他の課題

6-2. 年金課税については、拠出時・運用時非課税、給付時課税を原則に、公的年金等控除については、高齢年金受給者の特有の必要経費や担税力の考慮、年金制度を支える現役世代との負担のバランス、及び最低保障額の縮減、老年者控除の廃止などの経緯を踏まえ、現行制度を基本に、年金以外の所得を含めた高所得層における応能負担のあり方について検討する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（1）公的年金、企業年金に対する課税については、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税を原則とする。そのため、企業年金、確定拠出年金の運用時に課税されている特別法人税</p>	<p>更新 理由：特別法人税の凍結期間</p>

<p>(20205年度まで凍結中) は、撤廃する。</p>	<p>を反映。課税タイミング (EET(t)型) の維持と、特別法人税の撤廃を引き続き求めていく。</p>
<p>(2) 公的年金については、年金受給者の諸経費としての公的年金等控除額を控除した金額に課税されている。この公的年金控除は、高齢年金受給者の特有の必要経費（複数の疾患にともなう医療・介護などの自己負担、住居などのバリアフリー対応など）、及び担税力の調整という性格がある。その控除額の水準については、高齢者の生活実態に加え、年金制度を支える現役世代の収入・負担実態（特に不安定・低賃金の非正規労働者の増大による収入の低下、年金保険料の大幅アップなど）とのバランスの視点も必要である。</p> <p>なお、公的年金等控除については、2005年以降、65歳以上の最低保障額が縮減（140万円→120万円）、老年者控除（所得税50万円、住民税48万円）の廃止などが行われている。これに加え、2020年以降は、公的年金などの収入が1,000万円を超える場合の控除に上限が設けられるとともに、公的年金以外の所得が1,000万円超の場合は控除額の引き下げが行われる^た。こうした控除の見直しの経緯を踏まえ、公的年金等控除については、現行制度を基本に、年金以外の所得を含めた高所得層における応能負担を踏まえた控除額の見直しについて検討する。</p>	<p>更新 理由：時制を反映。人口減少・少子高齢化が進行し続ける中での仕組みのあり方を継続して検討していくべき。</p>

6-3. 退職所得控除は、勤続年数による控除額の格差を解消するため、勤続年数にかかわらず控除額を一律に年60万円とする。

点検内容（たたき台）	備考
<p>(1) 現行の退職所得控除は、勤続年数20年を境に1年あたりの控除額が40万円から70万円に増える仕組みとなっており、勤続年数による格差が存在している。</p> <p>しかし、様々な理由により、離職を余儀なくされている者が多くなっていること、ライフスタイルの多様化にともない就労形態も多様化していることから、勤続年数により退職所得控除の格差を設けることに対する意義も薄れている。特に、勤続20年前後の者に対しては弊害も生じている。</p> <p>したがって、こうした問題の<u>を解消するとともに、退職金の性格（賃金の後払い、退職後の当面の生計費）や制度移行による不利益が生じないことに十分配慮し、と制度の現状を踏まえ、退職所得控除は勤続年数にかかわらず一律に年60万円とする。</u></p>	<p>更新 理由：自民党税制調査会、新しい資本主義実現会議、政府税制調査会などの場で課題認識が提起されており、今後、具体的な議論が進んでいく可能性が高いことを踏まえて補強。</p>

III. 資産課税

1. 相続税の基礎控除などを見直し、資産の再分配機能を回復させる。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（4）直系尊属から子や孫に対する住宅、教育、結婚・子育て資金の一括贈与を非課税とする贈与税上の特例措置は、<u>政策効果を検証し、存続の是非ならびに制度の見直しを検討する資産を有する者ほど有利に働く制度であることから、制度廃止を基本とし、家族内の承継ではなく寄付の促進など社会への還元を促す方策を通じて、機会の平等や世代間の公平の確保をはかる。</u></p>	<p>更新 理由：住宅（令和 8 年 12 月まで延長）、結婚・子育て（令和 7 年 3 月まで延長）において、受贈者 1 名につき 1,000 万円の非課税限度額が設けられているが、適用件数は低位で推移している。 また、連合は、令和 5 年度改正における上記の延長措置に対して「制度廃止を基本とし、遺産による寄付の促進など資産の社会への還元を通じて、機会の平等や世代間の公平の確保をはかるべき」との考え方沿って対応したため、左記のとおり反映する。</p>

IV. 消費課税

～持続可能な社会保障制度に向けた安定財源の確保～

点検内容（たたき台）	備考
<p>＜連合が描く未来＞</p> <p>国と地方における社会保障や教育などの給付・サービスの充実とともに、制度上の不備複雑さの改善解消や、より効果的で効率的な低所得層への対策支援が講じられることを通じて、基幹税の一つとして消費税に対する理解や信頼が高まっている。</p>	<p>更新</p> <p>理由：インボイス制度の導入などの進捗を踏まえつつ、描く未来像に向けて引き続き取り組んでいくため。</p>

1. 益税など消費税の透明性を高めるとともに、制度的な不備上の複雑さを早急に改善解消する。

*表題を更新

点検内容（たたき台）	備考
<p>（1）消費税の透明性を高め、税の信頼感を回復するために、簡易課税制度と法人の免税点を廃止する。とともに、現行の帳簿方式からまた、適格請求書等保存方式（インボイス方式制度）への着実な移行と運用をはかる。の導入によって免税事業者から課税事業者へ移行する中小企業、個人事業主、フリーランスなどに向けた円滑で適切な支援策を引き続き講じるとともに、免税事業者への取引排除や不当な値下げ要請などが発生しないよう、監督行政機関による継続的な注意喚起に加え、消費税分も含めた適切な価格転嫁が行われるための環境整備を強化する。</p>	<p>更新</p> <p>理由：2023年10月からインボイス制度が施行された（各種移行措置も講じられた）ことを踏まえ、2024年4月に行った「要求と提言」の見直し内容を反映。また、簡易課税制度と法人の免税点の廃止については進展がない。</p>

2. 消費税の逆進性緩和策として、低所得層に対する還付制度を導入するし、国民の理解や信頼が高まる仕組みを構築する。

*表題を更新

V. 法人課税

1. 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料を負担する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（1）法人企業の税・社会保険料負担は、GDPの8.7%程度である（2006～2015年度の平均値）。社会保険料負担を中心に段階的に引き上げ、GDP比1割程度に段階的に引き上げるとする。</p>	<p>更新 理由：数値を削除し、語順を見直し。なお、与党「令和6年度税制改正大綱」には以下の文言が盛り込まれている。 「わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースで29.74%）となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況」 「企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。こうした状況に鑑みれば、（略）近年の累次の法人税改革は意図した成果をあげてこなかったと言わざるを得ない」</p>

	<p>(参考) GDP比について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006～2015 年度の平均値は 8.7%程度 ・2018 年に 7.3%程度に低下 (政府統計なし。今後、可能な範囲で更新予定)
<p>(2) 欠損金の繰り越し控除については、現行の控除限度（<u>中小法人等以外</u>：控除前所得の 5 割、<u>中小法人等</u>：課税所得の金額）および繰越可能期間（10 年）を維持する。</p>	<p>更新 理由：表記を修正。現行制度に関する記載を明確化。</p> <p>(参考) 2016 年度までに行われた改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業：2018 年度まで繰越控除の限度額の段階的な減少と繰越期間の延長を実施。2018 年度以降は、繰越控除の限度額を 5 割、繰越期間を 9 年→10 年に延長する。 ・中小企業等：繰越控除の限度額は現行どおり控除前所得の 100%とする。2018 年度以降は繰越期間を 9 年→10 年に延長する。

3. 租税特別措置などの見直しを行う。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（2）租特透明化法にそつともとづく情報公開を行う着実に実施する。公表範囲について拡大する方向で検討する。</p>	<p>更新 理由：「I. 納税環境の改革4.(2)」と文言を統一。法にもとづく情報公開（租税特別措置に関する報告書の公表）が2013年から行われており、引き続き実施すべき。 また、公表範囲の拡大には進展がなく、不断の見直しに資する公表内容を引き続き検討すべきである。 * 「I. 納税環境の改革4.(2)」には、現状、公表範囲に関する文言がないため、あわせて追記を行う。</p>

4. グローバル企業の租税回避の防止策を強化する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（1）グローバル企業のによる市場国に物理的拠点を置かないビジネスの増加、低税率国への利益移転などに伴う国際的な課税ベースの浸食や企業間の公平な競争条件の阻害を食い止めるため、2021年10月にOECD/G20の「B E P S（税源浸食と利益移転）プロジェクト包摂的枠組み」の勧告による「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意」を踏まえた対応を着実に実施する。合意における「第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）」については、多数国間条約の締結後の速やかな批准を行うとともに、中小企業の負担増に配慮しつつ国内法をの整備するなどを行う。また、「第2の柱（グローバル・ミニマム課税）」における国内法の整備を進める。また、国境を越える資金の流れの透明化に向けたルールを策定する。</p>	<p>更新 理由：直近の動向を反映。 (参考) 国際課税(B E P S)の現状について ○第1の柱：署名の期限の後ろ倒しが続いている2023年</p>

	<p>10月に多数国間条約案文が公表された後も各国の署名が実現していない。</p> <p>○第2の柱：各国が国内法の整備により対応することとなっており、各国で対応が進められている。日本では、令和5年度改正で「所得合算ルール」を導入済み。今後、「軽課税所得ルール」と「国内ミニマム課税」についても順次法制化を予定。</p>
<p>(2) グローバルに活動するデジタルプラットフォーム企業の本拠地国と、実際の消費地国との税負担バランスを踏まえた国際的な課税調整のあり方について<u>引き続き検討する場を設ける</u>し、必要に応じて法整備などを行う。</p>	<p>更新</p> <p>理由：日本では、平成27年度改正において「国境を越えた電気通信役務の提供に対する消費税の課税関係」が見直され、課税の内外判定が「役務提供に係る事業所等の所在地」から「役務提供を受ける者の所在地」となった。</p> <p>また、令和6年度改正において「国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税」が導入され、一定規模以上の国外事業者が行うデジタルサービスに係る消費税をプラットフォーム事業者へ課</p>

すこととした（令和7年4月より適用）。
上記の動きを踏まえ、効果や課題などを引き続き検討し、必要に応じた対応を行うべきであるため。

VII. 地方税財政

1. 地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とする。

点検内容（たたき台）	備考
<p>（1）所得税改革と歩調を合わせ、地方住民税の人的控除を所得控除から税額控除にかえる。所得税の<u>5%</u>のブレケット幅（税率適用区分）を引き上げる際の基礎税額控除の引き上げ（4.8万円→7.6万円）と歩調を合わせ、地方住民税の基礎税額控除（4.3万円→6.6万円）と税率（10%→11%）を引き上げる。</p>	<p>更新 理由：「II. 個人所得課税4.（3）」の内容を踏まえて明確化を行うため。</p>

2. 財政調整機能と財源保障機能の両方を兼ね備えた地方交付税の仕組みとし、現行の交付税水準を維持・改善する。

点検内容（たたき台）	備考				
<p>（2）地方交付税の財源となる税目について、消費税を<u>社会保障財源に全額充当するため</u>除外し、<u>相続税所得税・法人税の算定割合（算定率は43割程度）を加える</u>増やす。当面不足する財源については、国が責任を持って対応する。</p>	<p>更新 理由：第4次構想における「総論」の記載をもとに内容の明確化を行う。なお、昨今の税収増や安定的な財源確保などを踏まえ、所得税・法人税の算定割合を10%増やすことが適当と考えるため。</p> <p>（参考）</p> <p>○地方交付税の総額（現行）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の33.1% ・法人税の33.1% ・酒税の50% ・消費税の19.5% ・地方法人税の全額 <p>○主な税収（国税）単位：兆円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2013</th> <th>2023</th> <th>増額</th> </tr> </thead> </table>	年	2013	2023	増額
年	2013	2023	増額		

	所得税	15.5	22.1	+6.6
	法人税	10.5	15.9	+5.4
	消費税	10.8	23.1	+12.3
	相続税	1.6	3.1	+1.5

5. 「ふるさと納税制度」について、制度の趣旨を踏まえ改善をはかる。

点検内容（たたき台）	備考
<p>(1) 「ふるさと納税制度」については、本来寄附金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、過度な返礼品の規制や個人住民税・法人関係税の特例控除の段階的な縮減など、制度・運用の両面において実効性のある改善をはかる。また、ふるさと納税の理念を周知徹底して、納税者や地方自治体における適切な制度活用を促す。</p>	<p>更新 理由：2016年度に創設され、2019年度・2020年度に税額控除が拡充された「企業版ふるさと納税」を踏まえて追記。なお、個人向けにおいては、2023年10月に返礼品の寄付額計算や産地などの規制強化が行われ、2025年10月には「寄附者を集めるための手段としてポイント等を付与するポータルサイト事業者等を通じた寄附の募集禁止」が予定されているが、左記の観点からの実効性ある見直しは進んでいない。</p>

VII. 自動車関係諸税の軽減・簡素化など

～社会環境の変化を踏まえつつ、納得できる制度へ～

点検内容（たたき台）	備考
<p>＜連合が描く未来＞</p> <p>税の軽減・簡素化がはかられるとともに、次世代自動車の普及が進んでいる。<u>総合的な交通政策が推進され、物流の効率化に加えて、地域では高齢者や障がい者をはじめ誰もが自動車や公共交通による移動の自由を確保できている。</u></p>	<p>更新</p> <p>理由：2. の政策項目の内容を踏まえて追加。</p>

1. 自動車関係諸税を軽減・簡素化する抜本改革を行う。

点検内容（たたき台）	備考
<p>(1) 自動車の<u>取得・保有・走行</u>に<u>関わる税</u>のあり方を抜本的に見直し、軽減・簡素化をはかる。</p> <p>①いわゆる「当分の間税率」を廃止する。また、課税根拠を失っている自動車重量税を廃止する。</p> <p>②税体系は、環境性能の高い自動車や安全で自由な移動の確保につながる自動運転車の開発・普及促進に資するものとする。</p> <p>③物流・公共交通機関（バス・タクシー・トラック）および軽自動車については、地方の生活実態や産業活動への影響を考慮し、軽減措置を講じる。</p>	<p>更新</p> <p>理由：「取得」段階も含めて税のあり方の抜本的見直しなどが必要であることを明確化。なお、この間、税の抜本的な見直しや軽減・簡素化に向けた大きな進展はなく、引き続き取り組む。</p>
<p>(2) 今後の次世代自動車（<u>圧縮天然ガス（CNG）車、燃料電池車、電気自動車、燃料電池車など</u>）の普及状況、自動運転技術の進展、自動車シェアリングの動向、ならびに道路など社会インフラ維持や移動の自由を確保するために必要な費用分担のあり方を踏まえ、地方財政に配慮しつつ、保有・利用を通じた課税根拠や税率のあり方を総合的に整理し、自動車関係諸税の軽減・簡素化をはかる。</p>	<p>更新</p> <p>理由：次世代自動車の例示を、直近の普及状況を踏まえて政府税制調査会の表記に合わせた。また、直近はエコカー減税の延長などに留まっているが、今後のGXの進捗なども踏まえながら、課税根拠や税率のあり方の総合的な整理、自動車関係諸税の軽減・簡素</p>

化をはかる必要があるため。

(参考)

政府税制調査会での議論：
電動車の普及に伴うガソリン
使用量(ガソリン税)の減少な
どを見越し、受益者・原因者負
担の原則を踏まえ、新たな税
制(一部委員からは「走行距離
課税」の意見あり)も含めた検
討の必要性が提起されてい
る。

VIII. その他の課題

2. 「新しい公共」を支える税制

(1) NPO法人などの活動を支援する措置を強化する。

点検内容（たたき台）	備考
<p>②NPO法人についても、一般社団法人と同様に基金制度（出資金を債務でなく資産に計上できる仕組み）を使えるようにする。<u>また、みなし寄附金の控除限度額についても、50%に引き上げるを適用可能とする。</u></p>	<p>更新 理由：表記統一、現行制度の内容を反映。</p> <p>（参考） 【一般社団法人の基金制度】 ○活動の原資として定款に基づき拠出を受け、財産的基礎の維持を図るための資金を貸借対照表上の債務ではなく純資産に計上できる仕組み。 【みなし寄附】 ○収益事業に属する資産のうちから自らが行う収益事業以外の事業（公益法人社団・財団法人は公益目的事業）のために支出した金額について、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の計算を行う制度。 ○損金算入可能額： ・公益社団・財団法人</p>

	所得金額の 50% または公益目的事業の実施に必要な金額のいずれか多い額 ・認定特定非営利活動法人（認定N P O法人） 所得金額の 50 % または 200 万円のいずれか多い額
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 地方自治体とN P O法人などが協働してよりよい社会をつくる。

点検内容（たたき台）	備考
③コミュニティ投資を含むE S G投資の普及・促進に向けて、税制上の措置を含め枠組みを整備する。	<p>削除 理由: 昨今のE S G投資の普及・促進状況などを踏まえて削除する。</p> <p>(参考) コミュニティ投資(連合 第3次大綱より転記): コミュニティへの参加およびその開発が社会全体の持続的な開発に不可欠な要素であることに賛同し、教育、訓練、医療、雇用創出、インフラ整備、再生可能エネルギーの開発等、コミュニティの社会的側面を改善することを目的とした、公的および民</p>

間のイニシアティブおよび
プログラムに投資を行うも
の。

IX. 引き続き検討すべき課題

1. 退職後の所得確保に向けた資産形成に関する税制について

点検内容（たたき台）	備考
<p>○企業年金は、賃金の後払いとしての性格と老後の生活保障としての機能を有している。公的年金改革などをふまえて、企業年金に関する税制について検討を行う。</p> <p>○公的年金や企業年金を補完する退職後の生活に向けた資産形成については、財形年金貯蓄に加え、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入範囲拡大、積立型の少額投資非課税制度（積立NISA）の導入など、手段が多様化している。その一方で、各制度に関する税制は分立し複雑化していることに加え、制度の拡充が進むことによって所得格差の拡大・固定化を助長しかねない。働き方の多様化などの環境変化を踏まえつつ、退職後の所得確保に向けた個人の資産形成努力を支援する制度に対する税制上の措置について、その利便性向上や充実に向けたあり方を格差是正にも留意しつつ検討する。</p>	<p>更新</p> <p>理由：基本的な方向性は維持しつつ、昨今のNISA制度拡充などを踏まえた留意点を追記。</p> <p>なお、今後、政府税制調査会においても、年金制度改正の動向も見ながら議論が進められる予定。</p>

3. 国際課税について

（2）企業負担に関する国際協調

点検内容（たたき台）	備考
<p>○法人税や社会保障の企業負担などの引き下げ競争が懸念される。<u>を未然に防ぐため、G7・G20</u>などの国際会議のテーマとして取り上げ、国際的な政策協調を継続するべきである。連合は、ITUCなどと連携して、働きかけを強める。</p>	<p>更新</p> <p>理由：基本的な方向性は維持しつつ、法人税における<u>2021年10月のOECD/G20</u>の「BEPS（税源浸食と利益移転）包摂的枠組み」合意などを踏まえて文言を見直し。</p>

4. AIによる付加価値創出など第4次産業革命DXの進展を踏まえた税制の検討について

*表題を更新

点検内容（たたき台）	備考
○第4次産業革命DXの進展がもたらす将来の雇用や生活への <u>負</u> の影響は、現時点では必ずしも	更新

<p>十分に見通すことはできない。I o TやA I、ビッグデータなどの活用によって、生産システムの高度化、競争力強化、人手不足問題の解決などをはかり、新たな付加価値の創出を通じて持続的な経済成長につなげていくことが期待される一方で、仕事の変化や省人化による職種転換や労働移動などの社会的・経済的コストへの対応も課題となる。また、A Iやビッグデータによる知的財産権などの無形資産を活用できる者とそうでない者との間における所得や資産の格差も大きなものとなる可能性もある。</p> <p>A Iやビッグデータなどから生み出される付加価値の公正な分配に向けて、知的財産権など無形資産に対する課税の可能性をはじめとして、所得・消費・資産それぞれの視点から、課税根拠や税収の使途などについて検討を行う。</p>	<p>理由：「要求と提言」の内容に合わせて文言を見直し。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

5. 純資産税について

点検内容（たたき台）	備考
<p>①経済力に応じた課税を実現するためには、所得への課税ではなく、資産についても、その経済力を捕捉して課税する必要がある。つまり、所得税を補完し、資産の保有者と非保有者との水平的公平と資産の再分配をはかるため、地価税、固定資産税の個別資産税が課せられているものを除き、森林などの不動産をはじめ預金、株式、債権などの金融資産など、個々人が所有している資産を（宝石類、絵画など課税額の算定が困難なものを除く）合算し、一定額以上の資産保有者に対して累進税率で課税する純資産税の導入の検討を行う。</p>	<p>削除 理由：連合の考える税制改革の理念「公平・連帯・納得」の観点から、るべき姿を掲げているものだが、左記に記載の個々人が所有する資産についての課税論議は進展しておらず、実現可能性はきわめて低いと言わざるをえないことから、今回削除し、必要に応じて将来改めて検討を行う。</p>

以上